

日本血栓止血学会刊行物の転載に関する規定

(申請)

第1条 一般社団法人日本血栓止血学会（以下、本学会）作成刊行物等に掲載された文章および図表等の転載利用は、著作権法で定められた著作権制限に該当する場合、または本学会の刊行物が「CC BY-NC-SA 4.0 International」ライセンスのもとで公開されている場合の非営利目的での再利用を除き、すべて本学会に許可を申請しなければならない。

(許可)

第2条 非営利目的による利用か否かを編集委員長が判断し、それぞれ以下に記載する条件をもとに許可する。判断のつかない案件については編集委員会にて審議する。

(非営利目的による転載条件)

第3条 学術、教育などの目的のうち公益目的その他非営利目的による転載の場合は、転載料を無料として許可する。

2. 出典を明示し、Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 4.0 International (CC BY-NC-SA 4.0) ライセンスの条件に従うこと。

(営利目的による転載条件)

第4条 薬剤等の商品の販売促進を目的とした雑誌、小冊子、あるいはこれに準ずる刊行物、PDF等の電子ファイル、Web掲載、研修や集会でのプレゼンテーション等に転載・引用する場合は、所定の転載料を支払うものとして許可する。転載料は図表等1点につき100,000円（税別）とし、発行部数に関わらず一律とする。

2. ガイドライン／診断基準以外の刊行物等で、著作権が本学会に帰属している場合であっても、著作者による再利用（例：図表の再掲等）は、出典を明記する限り許諾不要とする。ただし、営利目的の第三者による転載に際しては、転載許諾申請に先だって著作者の許諾を得ることが望ましい。著作者の許諾を得ていない場合は、本学会の許諾後に転載者が著作者に転載の旨を知らせることが望ましい。
3. 出典を明示すること。

(ガイドライン／診断基準の転載条件)

第5条 ガイドライン／診断基準の内容を転載・引用しこれを紹介する冊子を作成する場合は、本学会の文書による許可を必要とする。

2. ガイドライン／診断基準の紹介の冊子はガイドライン／診断基準の本筋を紹介するものとし、一部を抜粋して強調する等の意図的な作成を禁ずる。

3. ガイドライン／診断基準の紹介の冊子作成・配布時は、ガイドライン／診断基準の別刷も同時配布することを原則とする。

4. ガイドライン／診断基準引用時に本学会に支払うべき対価は上記第3条または第4条に則る。

(内規の変更)

第6条 本内規は、本会規約委員会との協議および委員会の議決を経て理事会の承認を受け、変更することができる。

(細則)

第7条 必要に応じて編集委員会細則を設けることができる。

(付則)

本内規は、2025年6月27日より施行する。